

学校運営協議会 会議実施報告書

このことについて、「岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」第8条第1項に基づき、次のとおり学校運営協議会を開催しましたので、その概要について報告します。

- 1 会議名 長良特別支援学校 学校運営協議会 (第3回)
- 2 開催日時 令和5年2月9日(木) 13:00~15:00
- 3 開催場所 長良特別支援学校プレイルーム
- 4 参加者

会長	竹村 真紀	長良医療センター主任児童指導員
委員	山本 るり子	長良緑町自治会代表 (欠席)
	島崎 喜代美	長良東公民館主事
	土屋 雅哉	PTA会長
	臼井 裕子	PTA副会長
	安藤 由美子	長良園芸
	佐藤 美佐恵	Man to Man Passo 岐阜校管理者
	菊池 利哉	光陽福祉会会長
	下平 悦子	長良医療センター医療社会専門員
学校側	広井 隆司	校長
	井上 真典	教頭
	伊藤 友弘	事務長
	佐野 幸弘	小学部主事
	不破 明美	中学部主事
	河田 恭子	高等部主事
	松原 智和	教務主任

5 会議の概要(協議事項)

(1) 令和4年度 自校評価と来年度に向けて

ア 生徒や保護者の思いに寄り添った進路支援について

意見1: 高等部卒業後の障がい福祉サービス等は有償であれば年齢や利用回数等の制限を超えて利用可能である。無償で受けられるサービスとしては公共の保健師のサービスを利用することができる。また、市町村事業の中でこのような事業を作ってほしいという要望を行政に伝えていくことが重要である。

意見2: 学校教育を受けている間は学校の教員に相談して一緒に考えるということが出来るが、卒業後は保護者だけで考えなくてはならなくなることに保護者の不安があると思う。それぞれの家庭をよく理解して児童生徒の成長とともに変化していくニーズをとらえて、保護者

や児童生徒と一緒に考えてくれる人につないでいくことができるとよい。

意見3：教員と保護者も福祉制度について学ぶことが大切である。福祉制度をよく知り、問題解決に動いてくれる福祉事業者を探したり行政に働きかけたりすることも重要である。地域の一人一人が福祉サービスのことに関心をもって知っておくことで、身近な人の力になることもできるので、日ごろの情報収集が必要である。

イ 児童生徒体調急変時の対応について

意見1：学校で起きた緊急時対応の事案を受けて長良医療センターでもマニュアルの再確認と検討を行った。今後も協力し合っていきたい。

意見2：緊急時は速やかに医療機関に連絡するか、医療機関が近くになれば救急車を呼ぶしかない。マニュアルを作成したらすぐに持ち出せるようにしておくこと、役割分担も不在のときを考えて二次三次というところまで組織的に決めておくこと、マニュアルに沿って訓練して改定していくことが必要不可欠である。ただ、マニュアルは大事だが職員が緊急事態発生時の意識をもっていなければ風化してしまう。本当に理にかなったマニュアルかどうか毎年定期的に見直していかななくてはならない。

ウ 非常変災時の対応について

意見1：マニュアルを作成したらそれに沿って定期的に訓練していくしかない。消防署とも連携して実際にどのように動くのかということを訓練してみて初めて分かることも多い。そうすることで多くの職員が自分事として考えられるようになる。

意見2：学校と長良医療センターとの間だけで申し合わせをして訓練するのではなくて、地域を含めて避難してくる人を想定して検討する必要があるのではないか。学校の防災対策にはなっているけれど地域の防災対策になっているのかどうか検討されてはどうか。

⇒マニュアルに避難所対応、近隣住民の方が避難してこられた場合という記載はあるが、内容を深く検討できていないので、今一度検討したい。

意見3：災害時緊急時にいろいろな職員がかかわるので、支援方法やその方の障がいの特性等を記載した個人のカードを作成して車いす等に付けている病院がある。災害時に備えて準備しておくといよい物品として吸引器がある。災害の停電時にも使える手動の吸引器もあるので参考にしてほしい。

6 会議のまとめ

- ・3つの議題について解決に向けての具体的な意見や今後検討する際の視点について多くの助言を得ることができた。
- ・今回の協議内容をそれぞれの部や分掌で共有し、保護者や関係機関、地域と連携して取り組んでいく。
- ・今回取り上げた進路支援や児童生徒体調急変時の対応、非常変災時の対応についての進捗状況等を来年度の学校運営協議会でも話題にして、継続して取り組んでいく。